




大規模災害発生時の道路啓開に関する協定



平成 3 0 年 2 月 2 1 日



国土交通省四国地方整備局
愛媛県
一般社団法人 愛媛県建設業協会

大規模災害発生時の道路啓開に関する協定

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）、愛媛県（以下「乙」という。）と、一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「丙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の愛媛県内における道路啓開の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、甲、乙及び丙が連携し、道路啓開（以下「業務」という。）を迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 南海トラフ地震等

南海トラフ沿いを震源として発生すると想定される地震及びその他愛媛県内で大規模な被害が想定される地震

二 道路啓開

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に救援、救助活動等を行う緊急通行車両等の通行が可能となるよう、迅速かつ効率的にガレキ処理や簡易な段差すり付け等を行い、必要最小限の通行幅員を確保すること。

（業務の対象道路）

第3条 業務の対象道路は、愛媛県道路啓開計画に定める啓開路線とする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

- 一 対象道路に関する被災情報の収集及び提供
- 二 道路啓開作業の実施
- 三 その他甲又は乙が必要と認める作業

（業務の施工者）

第5条 前条に定める業務の施工者については、愛媛県道路啓開計画により定めた区域ごとに丙の会員から道路啓開担当会社を定めるものとする。なお、甲、乙又は丙から道路啓開担当会社の変更について申し出があった場合は、甲、乙及び丙にて協議を行い、道路啓開担当会社を定めるものとする。

（業務の実施方法）

第6条 甲及び乙は、第3条に定める範囲において必要と認める場合には、第4条に定める業務を丙に要請することができるものとする。

なお、乙の管理道路における業務については、乙と丙が締結している「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき実施するものとする。

- 2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。
- 3 要請があった場合、丙は、特別の理由がない限り協力するものとし、愛媛県道路啓開計画に基づき、業務を実施するものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、それぞれが収集した被災状況や業務の進捗等の情報を3者で共有し、連携して業務を遂行することとする。

5 丙の支部管内で震度5強以上の地震が観測された場合、丙は、甲及び乙からの要請があったものとみなし、当該支部内の道路啓開担当会社の自主的判断により業務を実施することができるものとする。

(平時の準備)

第7条 甲及び乙は、愛媛県道路啓開計画に変更が生じた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

2 丙は、会員との連絡体制の構築及び道路啓開担当会社の出動が可能な人員及び資機材の状況把握に努め、年度当初に甲及び乙の出先機関の長に連絡系統、人員及び資機材の確保状況を報告するものとする。また、上記の内容に変更があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

ただし、別の協定等において、甲又は乙に対する同種の報告がある場合は、当項に規定する報告を省略できるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲及び乙が第6条に基づき丙に要請し実施する業務に要した費用については、甲又は乙が負担するものとする。

ただし、甲及び乙が要請し実施する業務のうち、第4条第一号に要した経費については、甲及び乙は負担しないものとする。

(契約の締結)

第9条 甲、乙の出先機関の長は、第6条に基づく業務について、可能となった時点で遅滞なく第5条の業務の施工者と契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第10条 業務の施工者は、業務が完了した場合、直ちに甲又は乙の出先機関の長に対し、口答及び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 第6条の規定により実施した業務に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は業務の施工者の建設資機材等に損害が生じた場合は、業務の施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙の出先機関の長に報告し、その処理について双方協議するものとする。

2 第6条の規定により業務を要請した甲又は乙は、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったとき（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用があるとき及び次に掲げるときを除く。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の支給の例により、当該その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失によるとき。

(2) 当該死亡、負傷又は疾病若しくは障害が、第三者の行為によるとき。

(3) その他業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でないとき。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかから文書による終了の意思表示がなされた場合を除き、その効力を継続する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月21日

甲 国土交通省四国地方整備局

局長

平井香輝



乙 愛媛県

知事

中村時彦



丙 一般社団法人 愛媛県建設業協会

会長

米谷方利

